

TEL 095-825-1132  
FAX 095-827-3658  
E-mail [info@nagatakaikai.co.jp](mailto:info@nagatakaikai.co.jp)  
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

## 社内紹介コーナー



長崎の町を颯爽と走る永田会計のキュートな相棒を、みなさまご存知でしょうか！？

その名はTwin号！  
永田会計には赤・青・黄・白と4色揃っています。

見た目はかわいいTwin号ですが、その小さな車体を生かして、長崎の細い道をスイスイ進む、頼れる4兄弟です。

今日も長崎の町を元気に走るTwin号を職員とともども宜しくお願いします！！



職員のTwin号についての声を集めました！

いいエピソードを教えてください。

- ・訪問先でも「かわいくていいね」と好評です！！
- ・4色揃っているの、あとピンクか黒があれば5レンジャーになるのに・・・と思います。

なるほど！！

では、逆にほろ苦いエピソードはありますか？

- ・ワイパーの速度が遅いので、土砂降りときは前方が見えづらくなったり、高速ではよろけてしまったりする点が困ります。
- ・大きな人と乗ると狭くて辛いです！社長と一緒にだともっと・・・。
- ・夏の日に松山の交差点で信号待ちしてたら、小学生に指をさされて笑われました。

## セミナーのご報告

2月8日に弊社4階セミナー室において、「平成23年度改正税法セミナー」を開催し、講師は弊社代表の永田が担当しました。

今回のセミナーでは、昨年12月に税制改正大綱が発表され、税制改正のおおまかな内容が明らかになりましたので、主な項目について具体例を交え、解説しました。

- 法人税率引き下げ・・・今期の節税が重要。
- 減価償却率引き下げ・・・思わぬ経費減。試算必要。
- 相続税増税・贈与税減税・・・計画的贈与が必要。

いつもより長い2時間半のセミナーでしたが、参加された皆様はリラックスした雰囲気の中にも真剣にどういった対策をしていく必要があるか一緒に考えられていました。

お忙しい中、ご参加いただきました26社40名の皆様方、ありがとうございました。

4月にも改正税法セミナーを開催する予定にしております。

詳しい内容につきましては、後日お知らせいたします。

## 扶養控除が変わります！！

### 成年扶養控除の対象を限定！

平成23年分は、23歳から69歳までの成年扶養親族がいれば、一律に控除が適用されていましたが、今回の税制改正で、次に掲げるように大幅な制限が加えられました(控除額は38万円)。

- 特定成年扶養親族
  - 65歳以上70歳未満の人
  - 心身の障害等の事情を抱える一定の人
  - 勤労学生控除の対象となる学校等の学生、生徒等
- 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族
  - その年の合計所得金額が400万円[給与収入では568万円]以下である所得者の成年扶養親族に限る。

適用時期 平成24年分以後の所得税について適用されます。

## 共同経営者が加入できる小規模企業共済制度

### ● 小規模企業共済制度とは

通常、毎月一定の掛け金を支払い、将来、退職や事業をやめたときに一時金または分割で受け取ることができるものです。

この制度は、税金の計算上、掛け金(月額7万円が上限)の金額が所得控除として所得金額から差し引くことができるため、掛け金が多いほど税金が安くなります。また、将来受け取る際にも税制上の優遇措置があります。

### ● 加入対象者は誰ですか

平成22年までの加入対象者は、次のように、業種や従業員数に応じて決まっていた。

- (1) 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社役員
- (2) 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合、協業組合及び農事組合法人の役員

この加入対象者について、改正により「共同経営者」と呼ばれる方が加入対象として加わりました。この場合の「共同経営者」とは、個人事業主の経営に携わる者を指し、具体的には個人事業主の配偶者や後継者を指します。この後継者は個人事業主の親族である必要がなく、個人事業主の経営に携わっていれば加入することができます。

もし、該当される方がいらっしゃれば、加入の検討をしてみたいはいかがでしょうか。